

6-2

120

大學設置基準（審定）

（一）大學は最高の教育機關として又學術文化の研究機關として重要な使命を負ひてゐるに鑑り大學の諸組織施設はその機能が十分發揮出来る所として一定の基準を設けられに基づく設置とし充実とれることが大切である
（二）大學は大學の教育研究の後輩の育成のための教育機関であるが大學は勿論現に存在する大學十校の二種を適用して内容の充実を図るために使用される
（三）大學の標準は各学部を網羅する大學二學部以上を置く大學の一部の大學と各種の組織があるものに於ては適合に應するものに定められ得るが必ずしもいかぬ下に不すつては共通的大綱のものを一詳細別途定め方充てる
（四）大學には學校教育係が同該地所網則に求められて、以て事務は首
總してある

大

大学生が入学に際しては左の基準に依る
大学実習は学校教育及び同法施行細則に定められ共と二種に分る。但し本等
試験を行ふ大学における学業成績を成就する見込みあるものも選抜才力とが高まる
合掌試験の科目は各大学により二種あるが、其の結果は別個の
合掌試験の結果も高等學校の課程品範国内で異なれず、其の小口括弧「合掌」

（原稿用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（原稿用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（原稿用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（原稿用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（原稿用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（原稿用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（原稿用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（原稿用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（原稿用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（原稿用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（原稿用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（原稿用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（原稿用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（原稿用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（原稿用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（原稿用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（原稿用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（原稿用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（原稿用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

（合掌用語）

科目等大半後述のものを選択科目とする。但一専門科目中特殊専門科目は二札

八等子等の種類に関する事項は別に規定ある。九等土等に対する最低要求は左の基準によるとの

七
三

卷之三

學士号（たがくじごう）を取る。其の資格の最適要件は、文才に足りて、定められた題義に従つて文章を書いた。卒業論文は、翌年一月に提出され、評議會で審査され、合格した。卒業論文は、『中華革命論』である。

之が被禁用大漢文は学部の学生は一般教養科に於ける基礎十
二年生三つ系列にて、其の内第一夫名科 目以降二合計十科目以上専門科目にては十五科目以上を履修し、形教
養科目にては四十科目以上専門科目にては八十科目以上を取得し、専門科目にては三十科目以上を取
得する。

大學四年級生科別分種類學生教導長は勿論組織規程は應付次第開けます。有施設多様化設備生徒の二倍以下を基準とします。

總長 指揮する事務の充実化を目的とし、且つ各事務の施設は常に改善されなければならない。小競争室、議事室、事務室等教授助教授業研究室、対外宣傳室、圖書館、講堂、体育馆、體育館、寄宿舍、醫療室

日重事行事頭仁居子は夫別く研究所を附置す。二月方本年次

八、設丁相当數の座席を設けよ。

九、教科上研究上必要な機械器具は最低必要量を備之を以て勿論特に新規のものを具之するべし。

木、医学部の種類に應じて外の署内圖書相參部數を備之学部の種類に依りは適當な標本を具之。

八、医学部下は附属病院を具之。

七、某乃は治療室体育館等備金、研究所附属医院農場薬用林等に付規模に應じて必要なる設備を有す。

一、大学の資産法に維持經營の方法は次の基準に依る。

1. 大学はその組織規模に相應する種々の設備を有する。

2. 学生の修業を保護するに足る財政的基礎を確立する。即ち、外債を以て外債を償還するに足る收入を有する。又、学生に対する果実の外債を以て外債を償還するに足る收入を有する。

3. 大学では年次決算を公表するものとする。

VI - I | I 2

第一

基準

一、大學は最高の教育機關として又、宇宙文化の研究機關として重要な使命をもつてゐるのに鑑み大學の講義機関はその機關が十分に發揮出来るよう一定の基準を設けこれに基いて設置され充實されることが大切である。

二、この基準は大學の設備の基準と示すものであつて、新しく設置される大學は勿論既に存在する大學にもこれを適用してその運営を検査したる内容の大綱を圖る事や此使用される。

三、大學を判断し測定するには各大學が掲げてある目的或は果そうとする使命に即してそれを行はなければならぬ。

四、この基準では學校教育法及び辦法施行規則に決められている事項は省略してある。

第一 基準

一、大學はその設置の目的、使命を明示しなければならない。

二、大學における學部の設置は至の基準に依る。

三、大學はその目的使命を達成するために必要なして十分な講座を設けなければならぬ。講座における教員組織は次の基準に依る。

1. 講座は専攻により學科に分けることができる。學科の種類は別にこれを定める。

2. 大學はその目的使命を達成するために必要なして十分な講座を設けなければならない。講座における教員組織は次の基準に依る。

1. 講座は専任の教授が擔任することを原則とする。講座を擔任すべき適當な教授が得られない場合には一時兼任の教授又は助教授講師がそれを擔任又は分擔することができる。助教授講師が講座を擔任又は分擔する場合には教授會の承認を経なければならない。

2. 兼任教授、助教授講師が擔任又は分擔する講座の總數は全講座数の半数を超えることはできない。

3. 各講座に助教授及び助手を置くものとする。但し止むを得ない場合には助教授助手を缺くことができる。

4. 講座を擔任しない教授及び講座に屬していない助教授助手を置くことができる。

5. 講座外又は特別の講座は助教授講師で差支えない。

四、教員の任免等、待遇については次の基準に依る。

1. 教授は専門の進歩並にその教育對して責任を負う。

2. 大學長又は大學長取次役及び助教授の任免は當つては教授會に諮りその實權を得ることを必要とする。

3. 資格審査は人格、学識、教養、言語、論文、監督並に顧問における活動等に就いて行なわれなければならない。

4. 教授、助教授、助手には専門に対する必要を満足と評議と評議が與えられなければならない。

春山

教授、助教授、助手にはその精力と時間を他の職業に割くことなく自らその家族を支えるために過剰な俸給が與えられなければならない。

學生定員は講義數、教授能力、授業並に其體設備等を考慮して最適の定員を決定しなければならない。

その決定には教長會の決議を受けるべきならぬ。

六 學生の入學に關しては左の基準に依る。
入學資格は學業成績法及び同法施行規則を定められた七十二項で裁る、但し入學試験主司の大學で

ノ学習格好は科學的であるが、其の外に知能を發揮するためには、何處かの教科の授業を行ひ、力学にかかる學業を成績する見込のあるものを選擇することが出来る。

ノも語の發音を名づけにありてそれを決定するが學校語の發音の集合を除き開學等校の課程の範圍内ではななければならぬ

七
授業科目及びその単位数決定は左の表に依る。

部では十五科目該科系の大要文は全部では十二科目の説義は必ず準備しなければならない。

社會科學關係、法學、政治學、經濟學、社會學、統計學、家政學、
三才學問系、卷之二、序、編輯者、文、哲、文學、人、哲學、大、哲學

人文科學師係：歷史、哲學、心理學、教育學、文學、人文地理、外國語、
自然科學師系：數學、物理學、化學、地質學、生物學、天文學、人類學

この場合の課題は、前項以外の科目を除くと、主として教養科目中に加えることができる。

新門寺門についで別に走めるところに散る

卷之三

一科目に對する講程を終了した学生は単位を與えるものとする。各科目に對する単位數は次の基準で上つて計算する。

イ講義に對しては一時間の講義に對し教室外における一時間の準備又は學習を必要とすることを

考獻し毎週一時間十五週の講義を一単位とする。

口頭演説の如き演習は一時間の演習に一時間の準備を必要とすることを考慮し毎週二時間十五週の演習を一単位とする。

ハ化學實驗機械、實驗裝置演習、工作實習機器園の如き實驗室又は實習場における授業に對し

ては學習は凡て實驗室又は實習場において行われるものであることを考慮し毎週三時間十五週の實習にて實驗室、實習場にて行ふ。

の演習又は實習を一單位とする。

等士号に對する最低要求は左の基準によるものとなる。

学士号を與える資格の最低要求は七の三に定めた定義に従つて決定された単位一二〇を四ヶ年以二、反而之等を行ふ場合は其由ニレミテ行ふて、卒業する。卒業又其卒業

上「夜間講義を行ふ等の場合は別にこれを定める」に従事する卒業論文及び卒業

文系の大學又は學部の學生は一般教養科目中外國語一科目を含め基準七の^{1/4}に示す三つの系列に亘つて夫々二科目以上合計十科目以上、専門科目については十五科目以上を履修し一般教養科目については四十単位以上専門科目については八十単位以上を取得しなければならない。

理系の大學又は學部の學生は標準七の人を示す三つの系列に亘つて夫々二科目以上合計九科目

を履修も一般技術科目についての三十六単位以上專門科目については八十四単位以上を取得しなければならない。但し、該科課程科目中必修外語譜一科目を必ず含んでいなければならぬ。

一〇、大學は學部等の運営、学生數等についての組織類似に感じて次に掲げるようだ施設及び設備をもつことを達成とする。

1、校地は文教に相應しい環境をもち校舍敷地の外に適當な休憩場を與えなければならぬ。

2、校舍諸設備は大學でな相當な演習場を與えなければならぬ。

3、教學部をもつ大學でな相當な演習場を與えなければならぬ。

4、校舍諸設備は大學の組織類似に感じて教業上研究上及び保健上の必要を考慮し少くとも次に掲ぐるものと異えぬ。それ等の施設に充て改善されなければならない。

イ、總長、學長室、會議室、學術部等教授助教授の研究室、教室、實驗室、實驗室等圖書館、講堂、

體育館、寄宿舍、圖書室

ロ、體育室等以ては天々別た研究所も附直することができる。

ハ、圖書館には學生の圖書閱覽のために深光映画十分な學生閱覽室を設け相當數の座席を設ける。

ニ、教授上研究上必要な機械器具は最低必要量を備えることは勿論特に斬新なものと見えるようになる。

ホ、學部の機能に感じ内外の專門圖書、被費等を備え學部の種類によつては適當な標本を與える。

ヘ、醫學部で外、肺病院を與える。

二、其他設備、體育館、寄宿舍、研究所、肺病院、農場演習林等には規模に感じ必要な設備をする。

一、大學の資産並に維持經營の方法は次の基準に依る。

1、大學はその組織規模に相應する校地校舍諸施設設備等の不動産の外適當の資産を與える。

2、學生の修業を保證するに足る財政的基盤を確立することが必要である。この爲に學生がら徵收する授業料及び前項資産より生ずる米實の外必要に應じ適當な收入を得べき適當な機關を與える。

3、大學では年次決算を公表するものとする。

備考

一、大都市には専門學校等が昇格する場合を除き原則として大學の新設を認めない。

二、校舍設備は當分原則として現有施設を所有してあるか確實に利用し得る見込ある場合についてのみ許可される。

三、大都市の他大學所在地の場合は依つて生れる差異大學傳統特色を生かすこととの工夫も考慮されなければならない。

四、大學院に開する基礎は別て之を定める。

